

第4章 計画の取組み

4-1 施策の体系

低炭素・循環型社会、自然共生により未来へつながるまちへ

基本目標	個別目標	主要施策
Ⅰ. 安全で安心して暮らせるまちづくり	1. 大気汚染の防止	(1)大気汚染の監視、対策 (2)悪臭発生状況の監視、調査、対策 (3)家畜排泄物処理対策
	2. 水質汚濁の防止	(1)水質汚濁の監視、調査、対策 (2)下水道整備 (3)農業集落排水施設整備 (4)合併処理浄化槽の普及 (5)地下水の監視、調査、保全
	3. 土壌環境の保全	(1)土壌汚染の監視、調査、防止対策 (2)土砂災害対策
	4. 騒音・振動の防止	(1)騒音・振動の防止対策
Ⅱ. 住みよさを実感できるまちづくり	1. 良好な景観の形成	(1)良好な景観の推進 (2)計画的な土地利用の誘導
	2. 都市環境の保全	(1)計画的な公園緑地整備 (2)道路沿線の緑地化 (3)良質な水道水の安定供給
	3. 環境美化の推進	(1)不法投棄の監視、啓発活動 (2)愛玩動物の適正な管理 (3)環境美化活動 (4)花いっぱい運動
Ⅲ. 人と自然が共生するまちづくり	1. 生物多様性の保全	(1)希少動植物及び野生生物の生息地保全 (2)有害鳥獣対策 (3)外来生物の移入防止
	2. 緑・水辺・農地の保全	(1)森林の保全と創出 (2)水辺の保全の啓発活動 (3)農地の保全と活用
	3. 人と自然とのふれあい	(1)人と自然とのふれあい施設の整備 (2)自然環境の保全
Ⅳ. 地球環境にやさしく持続可能なまちづくり	1. 廃棄物の減量とリサイクルの推進	(1)ごみの減量化の推進 (2)循環型社会の形成
	2. 地球温暖化防止対策の推進	(1)地球温暖化防止対策
	3. 効率的なエネルギー利用	(1)省エネルギーの推進 (2)再生可能エネルギーの利用促進
	4. 環境教育・環境学習の推進	(1)環境教育・環境学習の充実と推進

4-2 各主体の基本的な役割

本計画の主体を、市・事業者・市民とします。

本計画を効果的に推進するためには、各主体が相互に連携・協働し、それぞれの役割を果たすことが重要であることから、各主体の役割を次のとおりとします。

市	<ul style="list-style-type: none">○環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。○施策の策定、実施にあたっては、率先して環境への負荷軽減に努めます。○大学等研究機関との連携に努め、各主体が行う環境保全活動の促進を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○事業活動における環境負荷を認識し、負荷軽減に努めます。○事業活動に関し、環境の保全に努めます。○市が実施する環境施策に協力し、市民（団体）が実施する環境保全の活動に協力します。
市民	<ul style="list-style-type: none">○日常生活における環境負荷を認識し、負荷軽減に努めます。○自ら環境の保全に努め、市が実施する環境施策に協力します。



4-3 現状・課題・取組み

基本目標 I 安全で安心して暮らせるまちづくり

1. 大気汚染の防止

(1) 大気汚染の監視、対策

① 現状

大気汚染は、燃料や廃棄物の燃焼などの人の社会・経済活動によって生じた硫酸化物や窒素酸化物、浮遊粒子物質などが原因となって引き起こされます。

ごみの野焼きや稲わらの焼却などは年々減少傾向にありますが、依然として行われています。

② 課題

法律で禁止されている野焼きについては監視・指導の強化、規制する条例がない稲わら焼却行為については、農家の自主的な協力を促し、有効利用を促進するための対策が課題です。

③ 取組み

大気汚染の防止に対する意識啓発や関係機関と協力した指導等を徹底します。稲わらの有効利用を促進し、稲わら焼却防止に努めます。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none">○広報等により、大気汚染の防止についての意識啓発を図ります。○農家に対する、稲わら有効利用の対策に向けた事業を推進します。○公用車の効率的な利用に努め、低公害車の導入に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○大気汚染の防止に対する意識向上を図ります。○車の買い替えの際には、低公害車の導入に努めます。○関係法令を遵守し、公害が発生した場合は誠実かつ速やかに対応します。
市民	<ul style="list-style-type: none">○大気汚染の防止について意識向上を図ります。○稲わらの有効利用に努め、焼却等の処分を行わないように努めます。○車の買い替えの際には、低公害車の導入に努めます。

(2) 悪臭発生状況の監視、調査、対策

① 現状

近年は下水道の整備、住宅地域やその近隣での畜産農家の減少等により、悪臭に関する苦情はほとんど寄せられていません。

② 課題

悪臭の苦情が寄せられた場合は、関係機関と連携し迅速な対応が求められます。

③ 取組み

悪臭発生の原因究明と、解決に向けた指導及び協力を求めます。

④ 具体的な役割

市	○広報等による周知徹底を図ります。 ○悪臭の苦情が寄せられた場合は、速やかに原因を調査し、問題の解消に努めます。
事業者	○悪臭を発生させないよう法令を遵守し、発生の原因者となった場合も速やかに解消します。
市民	○悪臭を発生させないよう法令を遵守し、発生の原因者となった場合も速やかに解消に努めます。 ○悪臭の発生を発見した場合、市に通報します。

(3) 家畜排泄物処理対策

① 現状

家畜排泄物処理については、県家畜保健衛生所の指導・助言のもと行っていますが、近年は、住宅地域やその周辺での畜産農家が減少していることから、苦情はほとんど寄せられておりません。

② 課題

悪臭等の問題が発生した場合、県家畜保健衛生所等関係機関との迅速な対応が求められます。

③ 取組み

畜産農家の状況等の把握及び関係機関との連携を図ります。

④ 具体的な役割

市	○関係機関と連携し、家畜排泄物処理による悪臭原因の調査及び指導を徹底します。
事業者	○悪臭等の問題を発生させないよう法令を遵守し、家畜排泄物の適正処理と悪臭拡散防止措置を徹底します。
市民	○不適切な家畜排泄物の処理を発見した場合、市へ通報します。

2. 水質汚濁の防止

(1) 水質汚濁の監視、調査、対策

① 現状

環境意識の向上により、水環境も改善され、水質の状況については概ね良好であると言えます。しかし、ごみの不法投棄や灯油の流出事故などは依然として発生しており、このような状態が続くと水質の悪化が懸念されます。

② 課題

生活排水、工場・事業所からの排水、ごみの不法投棄による水質汚濁等の監視体制及び啓発を強化する必要があります。

③ 取組み

河川等の良好な水質を維持するため、生活排水及び工業排水等による水質汚濁等の監視、調査を強化し、下水道への接続及び生活基盤の整備等に努めます。また、不法投棄や灯油流出事故防止について、広報等で啓発します。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none">○水質汚濁防止の啓発に努め、河川及び用排水路の監視を継続して行います。○水質汚濁の防止、水質の保全のため下水道への早期接続、合併浄化槽の普及を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○事業所排水の定期的な水質調査を実施し、近辺地域の水質監視に協力します。また、環境保全のための体制整備、環境調査等の実施を推進します。
市民	<ul style="list-style-type: none">○汚水やごみの適正処理など環境に配慮した生活に努めます。○河川等に水質汚濁や不法投棄を発見した場合は市へ通報するようにします。○市や事業者などの各主体と協働し、地域の快適な環境づくりや環境保全活動の自主的な実施やこれらの活動へ積極的に参加します。

(2) 下水道整備

① 現状

岩木川水系一級河川平川に沿って、尾上処理区、平賀処理区、碓ヶ関処理区の3つの公共下水道が昭和57年度から整備され、平成2年度に尾上処理区、平成3年度に平賀処理区、平成12年度に碓ヶ関処理区が供用開始しました。

計画処理面積953.7haに対し、整備済み面積は888.3haで整備率93.1%となり、平成20年度に下水道事業は概ね完成しています。

② 課題

平成27年度末の公共下水道事業による普及人口24,996人に対し、水洗化人口は19,809人で、水洗化率は79.2%と低く、目標の90%に達していない状況にあり、水洗化率の向上が求められています。

③ 取組み

下水道への早期接続を促し、水洗化率の向上を図ります。

④ 具体的な役割

市	○施設の維持管理に努め、老朽化施設の改修に取り組みます。 ○未接続宅に対しては広報等で水洗化を促し、市内の各種イベントでPR活動を実施して、理解・協力を求めます。 ○水洗便所改造貸付金 ^{※1} の斡旋と生活困窮者に対する水洗便所設置扶助 ^{※2} を行います。
事業者	○排水設備の水洗化に積極的に取り組み、就業環境の向上を図ります。
市民	○未接続宅においては、下水道への接続を早期に行います。 ○台所に油や調理くずを流さないよう取り組みます。

^{※1} 水洗便所改造貸付金・・・水洗便所の普及促進と環境衛生の向上を図るために、くみ取り便所から水洗便所に改造する工事に必要な資金の貸付けを斡旋している制度のことです。

^{※2} 水洗便所設置扶助・・・生活保護世帯のくみ取り便所を水洗便所に改造設置するために扶助する制度のことです。

(3) 農業集落排水施設^{※1} 整備

① 現状

岩木川水系一級河川平川に沿って、日沼・館田・大坊・松崎・広船・久吉・古懸地区の7つの農業集落排水施設が平成元年度から整備されました。

平成2年度の館田地区の供用開始を皮切りに、平成13年度広船地区の供用開始まで、計画処理面積322haに対し整備済み面積322haで整備率は100%となっています。

② 課題

平成27年度末の農業集落排水施設による普及人口6,690人に対し、水洗化人口5,220人で、水洗化率78.0%と低く、目標の90%に達していない状況にあり、水洗化率の向上が求められています。

③ 取組み

農業集落排水設備への早期接続を促し、水洗化率の向上を図ります。

④ 具体的な役割

市	○施設の維持管理に努め、老朽化施設の改修に取り組みます。 ○未接続宅に対しては広報等で水洗化を促し、市内の各種イベントでPR活動を実施して、理解・協力を求めます。 ○水洗便所改造貸付金の斡旋と生活困窮者に対する水洗便所設置補助を行います。
事業者	○排水設備の水洗化に積極的に取り組み、就業環境の向上を図ります。
市民	○未接続宅においては、農業集落排水施設への接続を早期に行います。 ○台所に油や調理くずを流さないよう心がけます。

^{※1} 農業集落排水施設・・・公共下水道の設置が困難な農業集落等のやや散在した形態をなす地域において、地区単位で行われる地域下水処理施設のことで。

(4) 合併処理浄化槽^{※1}の普及

① 現状

平成 16 年度、浄化槽市町村整備促進事業により東部地区を対象に合併処理浄化槽を 16 基設置しました。現在、下水道処理区域外については、合併処理浄化槽設置（個人設置型）に対する助成を行っています。

② 課題

集合処理を基本とした下水道事業・農業集落排水処理事業の計画区域以外のほぼ全域を対象に、生活環境の保全、公衆衛生の向上、水質浄化の推進を目的として、し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽の整備が求められています。

③ 取組み

合併処理浄化槽の設置を促し、普及率の向上を図ります。

④ 具体的な役割

市	○生活雑排水の適正処理の必要性について啓発し、下水道処理区域外については、合併処理浄化槽設置に対する助成を行うなど普及に取り組みます。
事業者	○就業環境の向上を図るため、積極的に合併処理浄化槽の設置に努めます。
市民	○合併処理浄化槽未設置者においては、早期設置に努めます。 ○台所から油や調理くずを流さないよう心がけます。

※1 合併処理浄化槽・・・水洗式便所と連結して、し尿と併せて雑排水（生活に伴い発生する汚水）を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備です。

(5) 地下水の監視、調査、保全

① 現状

湧水^{※1}は、古くから地元の人々の生活用水や農業用水として大切に使われてきており、中小河川の水源となっているものもあります。また、湧水は人々にとってうおいとやすらぎの場を提供しています。

平川市の代表的な湧水としては、名水百選に選ばれた「渾神の清水」、青森県指定わたしたちの名水に選ばれた「観音清水」「マリア清水」があります。

② 課題

地下水の保全については、湧水の水質検査等の他、山林等の開発行為や不法投棄なども深く関わっているため、これらについての監視、調査も併せて行う必要があります。

③ 取組み

湧水の監視、保全を継続し、地下水の水質悪化に繋がる開発行為、不法投棄等の監視を強化し、地下水保全の意識を高めます。

④ 具体的な役割

市	○湧水の監視、保全を継続していきます。 ○地下水は、市民の貴重な財産・資源であるとの認識のもと、広報等により地下水保全の啓発を行います。
事業者	○開発行為等に係る地下水への影響を考慮し、地下浸透の防止を図り、監視に協力します。
市民	○不法投棄防止等、地下水汚染の監視に協力します。

※1 湧水・・・地下水が、自然に地上へ湧き出ているものを指します。

3. 土壌環境の保全

(1) 土壌汚染の監視、調査、防止対策

① 現状

土壌汚染は、事業活動に伴って排出された有害物質の不適正処理や廃棄物の不法投棄等によって引き起こされ、地下水を通じて汚染が拡散する場合があるなど、人の健康や動植物の生息・生育に大きな影響を与えます。

市では、廃棄物等の不適正処理や不法投棄、廃棄物の野積み等を発見した場合、関係機関と協力し指導改善を実施しています。

② 課題

土壌汚染は発生がわかりづらい場合が多く、土壌汚染が発覚した時点で、かなり広範囲へ拡散している恐れがあります。

③ 取組み

土壌汚染の防止対策に、市・事業者・市民が協働で取り組みます。

④ 具体的な役割

市	○土壌汚染の発生が懸念される場合は、早期に指導を実施し、土壌汚染の防止を図ります。 ○広報等により、土壌汚染問題に対する意識啓発に努めます。
事業者	○事業活動に伴って排出された有害物質等は適正に処理・管理します。 ○資材等は適正に処理し、野積み等は行わないようにします。
市民	○土壌汚染問題に対する関心と理解を深めます。

(2) 土砂災害対策

① 現状

山間地での大雨は、土砂崩れや地すべりの発生により人家や道路などへの被害が懸念され、地域住民への危険箇所の周知や関係機関と連携を図りながら災害を未然に防ぐ対策が求められています。

災害発生時においては、防災施設等を活用した迅速かつ的確な情報伝達が求められています。

② 課題

住民へ危険箇所の周知や、防災体制を充実させる必要があります。

③ 取組み

防災施設を活用した災害情報伝達を迅速かつ的確に行います。また、防災マップにより、危険箇所の周知に努め、自主防災組織と連携しながら、避難ルートなどを検討し防災意識向上を図ります。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none">○定期的に防災マップ等で周知を図ります。○自主防災組織に防災訓練実施を呼びかけ、防災意識向上の啓発に努めます。○防災無線を活用した、迅速かつ的確な災害及び避難情報の伝達に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○防災意識向上のため、防災訓練等の実施並びに積極的な参加に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none">○災害に対する知識の向上を図ります。○危険箇所の把握及び通報に努めます。○防災意識向上のための防災訓練に積極的に参加します。

4. 騒音・振動の防止

(1) 騒音・振動の防止対策

① 現状

騒音・振動は、自動車や道路交通、鉄道、航空機などが発生源となるほか、工場、事業場、工事現場等からも発生します。市の自動車騒音については、環境基準内にあり騒音・振動の苦情はほとんど寄せられていません。

② 課題

引き続き、地域住民の生活環境を保全するうえで必要な静けさを確保し、日常生活に支障が生じないように生活環境の保全を図る必要があります。

③ 取組み

地域住民の生活環境保全のため、関係機関と協力し、発生源対策や防止対策などを促進します。

④ 具体的な役割

市	○騒音・振動に関する調査及び監視を行います。また、市民・事業者に対して、法令に基づく規制や指導を行い騒音・振動の抑制及び発生防止対策を推進します。
事業者	○騒音・振動規制関係法令を遵守します。 ○低騒音・低振動型機械を導入し、騒音・振動の防止に努めます。
市民	○騒音・振動等の異常を確認した場合は、速やかに関係機関へ通報します。



1. 良好な景観の形成

(1) 良好な景観の推進

① 現状

市街地周辺に広がる農地は、都市にゆとりと潤いをもたらす貴重な空間であり、丘陵地・山地などと一体となった良好な景観を有しています。

市街地には生け垣を生かしたまちなみや歴史文化施設など、古くから続くまちなみの景観資源があります。

また、青森県屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成、風致^{※1}の維持等を目的として、屋外広告物の表示及び設置を規制しています。

② 課題

価値観や社会情勢の変化などにより、美しいまちなみや景観に対する市民の意識も変化していることから、地域の特性や市民のニーズに合った良好な景観づくりが求められています。

③ 取組み

地域の特性を活用した良好な景観の形成を図り、市民や事業者と協働で景観に配慮したまちづくりを推進します。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や事業者に対し、景観意識の啓発を図り、景観形成への支援を推進します。 ○地区計画制度を活用し、景観に配慮したまちづくりを推進します。 ○屋外広告物制度による屋外広告物等の規制を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な景観形成に積極的に協力します。 ○屋外広告物等の適正な表示に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な景観形成に積極的に協力します。 ○景観を損ねる広告物を発見した場合は通報します。

※1 風致…自然の景色などの、おもむきや味わいのことを指します。

(2) 計画的な土地利用の誘導

① 現状

市内の都市的土地利用を中心に、市街化区域^{※1}においては用途地域の指定、市街化調整区域^{※2}においては開発を規制することで土地利用の誘導を図っています。

② 課題

社会状況や都市構造の変化に適切に対応した都市計画の見直しと、その適正な運用が必要とされています。

また、優良農地に対する無作為な宅地開発の抑制を引き続き実施する必要があります。

③ 取組み

まちづくりの基本方針となる都市計画マスタープランに即した、適正な土地利用を図ります。

④ 具体的な役割

市	○開発許可制度による適正な土地利用を図ります。 ○社会状況や都市構造の変化に適切に対応するため、必要に応じて都市計画の見直しを行います。 ○都市基盤の既存ストックを有効活用し、それぞれのエリアの持つ特性に応じたまちづくりを推進します。
事業者	○まちづくりへの参画と協力を努めます。
市民	○まちづくりへの参画と協力を努めます。

※1 市街化区域・・・すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域のことです。

※2 市街化調整区域・・・市街化区域とは対をなし市街化を抑制すべき区域のことで、原則として開発行為や都市施設の整備も行われません。しかし、例外的に一定規模までの農林水産施設や公的な施設などの整備は可能です。

2. 都市環境の保全

(1) 計画的な公園緑地整備

① 現状

本市の都市公園として、街区公園 4 箇所（柏木東田児童、大光寺児童、小和森児童、光城児童）、近隣公園 1 箇所（中央）、地区公園 1 箇所（ひらかわ市民の森）、風致公園 1 箇所（猿賀）、墓園 1 箇所（新館山霊園）の計 8 箇所の 18.5ha が開設され供用されています。

また、都市公園の他に、都市計画法及び平川市開発指導要綱に基づいた緑地の整備がされています。

② 課題

公園は、市民が身近に自然に触れ合う場所として必要なだけでなく、子育て支援及び防災上も重要な役割を担うことから、計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図る必要があります。また、より多くの市民が利用できるよう公園機能を充実させる必要があります。

③ 取組み

適切な維持管理を継続し、利用者に対しマナーの徹底を図ります。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none">○安全で快適に公園の利用ができるように、適切な維持管理を行い、掲示等によるマナーの向上を啓発します。○公園施設の計画的な修繕及び更新に努めます。○開発行為における公園緑地の整備について、自然環境に配慮するよう適正な指導を徹底します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域住民と連携を図り、公園の維持管理、環境美化活動等に協力します。○開発行為における計画的な緑化を推進します。
市民	<ul style="list-style-type: none">○公園に愛着を持ちマナーを守っての利用や、環境美化活動等に積極的に参加し、危険箇所、不審者等の情報提供に協力します。

(2) 道路沿線の緑地化

① 現状

尾上地域において、道路境界の生け垣を保全・育成する事業を推進しています。

② 課題

道路境界において、新たな生け垣の設置等による緑地化が進んでいません。

③ 取組み

生け垣の保全・育成について、地域住民への啓発を図り緑地化を推進します。

④ 具体的な役割

市	○生け垣推進事業 ^{※1} により、生け垣の保全・育成に対する支援を行います。
事業者	○事業所内の緑地化及び道路境界の生け垣等、推進に努めます。
市民	○身近な緑を確保するため、市民自ら住宅地の生け垣等の緑地化に協力します。

^{※1} 生け垣推進事業・・・尾上地域において、生け垣の保全による個性豊かな美しいまちづくりを実現するため、保存生け垣や推進区域の指定、育成管理にかかる費用の補助などを行う事業のことです。



尾上地域の生け垣

(3) 良質な水道水の安定供給

① 現状

上水道事業は、平賀地区と尾上地区において、津軽広域水道企業団から受水し、各家庭へ水道水を供給しています。なお、碓ヶ関地区は、久吉ダム水道企業団により供給されています。

また、平賀東部に点在する葛川地区と小国地区は簡易水道事業で、大木平地区と平六地区は小規模水道事業で供給しています。

② 課題

環境の変化に対応しつつ、水質基準に適合し、かつ必要な水量をいつでもどこでもだれでも合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道が求められています。

③ 取組み

安全で安心な水道水の確保、安定した給水の確保、効率的な事業経営の実現に取り組みます。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none">○日常の保守点検、水質検査、設備の更新、企業団との連携強化により安全な水を確保します。○危機管理マニュアルに基づいての訓練、水道管路の耐震化により、安定した給水を確保します。○システム最適化、人材育成と技術の継承、コストの削減により、効率的な事業経営を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○就業環境の向上と飲料水の安全・安心のため、早期に上水道等へ転換します。○日常からこまめな節水を実施し、災害時には市民と協力を図りながら節水に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none">○水質、水量の不安定な地下水利用者は、早期に上水道等へ転換します。○日常からこまめな節水を実施し、災害時にはより一層の節水に努めます。

3. 環境美化の推進

(1) 不法投棄の監視、啓発活動

① 現状

廃棄物の不法投棄は景観、水質、土壌汚染等環境の悪化に繋がります。その状況を見ると、局地的に悪質かつ巧妙に不法投棄される傾向があります。現在も関係機関との連携による巡回監視、監視カメラの設置、啓発活動をしているものの不法投棄や空き缶、たばこ等のポイ捨ては後を絶ちません。

② 課題

引き続き、啓発活動により市民一人ひとりの意識の向上や、不法投棄の監視体制の強化を行う必要があります。

③ 取組み

不法投棄を発見した場合は、関係機関とも連携し原因者の特定、原状回復指導、また必要に応じて行政処分を行うなど厳正な対処をします。

④ 具体的な役割

市	○広報等による意識啓発、マナー向上を図ります。 ○巡回監視、監視カメラ設置等により不法投棄に対して抑止効果を高めます。
事業者	○廃棄物を適正に処理し、廃棄物処理法など関係法令を遵守します。 ○不法投棄を発見した場合には市に通報します。
市民	○不法投棄への意識・マナー向上に努めます。 ○不法投棄を発見した場合には市に通報します。

(2) 愛玩動物の適正な管理

① 現状

犬を飼育する場合は登録及び狂犬病予防接種をすることが義務付けられています。予防接種については個人動物病院でも行うことができますが、届出をしない飼い主が見受けられます。また、猫を多頭飼育し、周辺に迷惑をかけている飼い主が見受けられます。

② 課題

飼い主は、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人に危害を与えるなど、迷惑を及ぼさないように努める義務があります。

また、みだりに繁殖することを防止するための不妊去勢手術や、動物による感染症について正しい知識を持ち予防のために必要な注意を払うことなど、飼い主自身が正しい知識とマナーを持つことが重要です。

③ 取組み

市民へ動物を飼育する際の注意点などを周知し、マナーの向上を図ります。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none">○広報等による意識啓発、マナーの向上を図ります。○犬の登録、予防接種の届出をしていない飼育者には、個別に通知する等して適切な飼育を促します。○不適切な飼育者を発見した場合は、関係機関へ情報提供を行います。
市民	<ul style="list-style-type: none">○意識・マナーの向上に努めます。○犬の登録・注射を実施します。○動物の飼育について、正しい知識を持ちます。



(3) 環境美化活動

① 現状

ボランティアで環境美化活動を行う個人・団体に対し、ボランティアごみ袋を配布しています。

また、毎年 2 回、市民一斉大清掃^{※1}を実施し、市内の公共空間等の清掃を行っています。

② 課題

清潔で健全な生活環境を確保するために、ボランティアの環境美化活動の拡大等、環境美化の啓発をする必要があります。

③ 取組み

市民の環境意識を高めるため、環境活動への参加を呼びかけ、環境美化活動の拡大を図ります。

④ 具体的な役割

市	○広報等による情報提供、意識啓発、市民一斉大清掃等、イベントの効率的な開催により、ボランティア環境美化活動の推進を図ります。
事業者	○身近な空間の清掃・環境美化活動を自主的に行います。
市民	○市民一斉大清掃への参加、身近な生活空間の清掃・環境美化に努めます。

^{※1} 市民一斉大清掃…清潔で美しいまちづくりを目指し、また環境を守る心を育むことを目的として毎年春と秋の2回に、市内公共空間等を市、事業者、市民が協同して清掃することです。

(4) 花いっぱい運動

① 現状

市民の環境美化に対する意識と意欲をよりいっそう高めるため、花壇コンクールを実施しています。

また、平川市緑化推進委員会では、各小中学校に対して美化活動を推進するための種苗代を助成しています。

② 課題

近年は、花壇コンクールの参加団体が減少傾向にあり、参加団体が少なくなっています。

また、美化活動の推進について児童生徒に呼びかけていく必要があります。

③ 取組み

参加団体を増やし、新たな活動団体の育成に努めます。

④ 具体的な役割

市	○広報等による情報提供や参加を呼びかけます。 ○町会の花壇コンクールへの参加団体の育成を図ります。 ○緑化推進委員会では、小中学校に対して美化活動を推進するための種苗代を助成します。
事業者	○所有敷地内に花いっぱい運動の取り組みをするよう努めます。
市民	○花壇等の手入れ、地域の花壇づくりに協力します。

1. 生物多様性の保全

(1) 希少動植物及び野生生物の生息地保全

① 現状

近年の気候の変化は、野生生物の生育地の環境にも影響を及ぼしています。

特別天然記念物である「かもしか」を始めとする希少動植物について、適切な保護が求められています。

② 課題

希少動植物及び野生生物と人が共生できる自然環境への配慮が問題となっています。

③ 取組み

生物の多様性を確保し、自然環境の保全に関するイベントを開催する団体への支援や、環境問題に関する啓発に取り組みます。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none"> ○希少動植物及び野生生物の生息環境に配慮した事業の実施に努めます。 ○自然体験教室など自然を守り親しむ活動の支援を行います。 ○環境に関する情報の提供に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○希少動植物及び野生生物の生息環境の保全に配慮した事業に協力します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境の保全に努めます。

(2) 有害鳥獣対策

① 現状

クマ、カラス、サル等の野生鳥獣による農作物等への被害が毎年報告されていますが、猟友会や鳥獣被害対策実施隊^{※1}による有害鳥獣駆除を実施しており、農作物被害は年々減少傾向となっています。

② 課題

近隣市町村で被害をもたらしているニホンジカやアライグマ等の新たな鳥獣による被害防止対策の検討が課題となってきます。また、猟友会会員の高齢化や後継者不足も課題です。

③ 取組み

野生鳥獣と共生を図るため適正な個体数を管理し、人と鳥獣が共生し合える自然環境の保全に努めます。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none">○農家の意識啓発に努め、地域ぐるみの被害防止対策を推進します。○鳥獣被害防止計画^{※2}に基づき、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲等を推進します。○猟友会の活動を支援します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○自然環境の保全に配慮した事業に協力します。○生息状況、被害状況等の情報提供に協力します。
市民	<ul style="list-style-type: none">○自然環境の保全に努めます。○生息状況、被害状況等の情報提供に協力します。

※1 鳥獣被害対策実施隊…平川市農林課等の職員、碓ヶ関猟友会、南黒猟友会、平川市猟友会の会員により構成され、有害鳥獣の駆除や農家への啓発・指導を行う機関のことです。

※2 鳥獣被害防止計画…鳥獣による被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林業の発展及び地域振興に寄与するために作成された計画のことです。被害の軽減やそのための取組みについて明記しています。

(3) 外来生物の移入防止

① 現状

平成16年、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律^{※1}」が制定され、特定の場合を除いてその飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを禁止しています。

② 課題

外来生物を飼養、栽培等する場合には野外に捨てない、他地域に拡げないなど法律を遵守することが求められています。

③ 取組み

外来生物についての周知、意識啓発を図ります。

④ 具体的な役割

市	○広報等により、本来の生態系に被害を及ぼす外来生物の周知等、情報提供に努めます。
事業者	○外来生物の輸入、取扱い、運搬等避け、生態系の維持・保全に協力します。
市民	○外来生物の飼育をしないようにします。 ○外来生物を発見した場合は、市へ通報します。

※1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律…生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を与えるおそれのある外来生物による被害を防止するために、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行う法律のことです。

2. 緑・水辺・農地の保全

(1) 森林の保全と創出

① 現状

平川市の総面積の 56.7%が国有林であり、約 16%が民有林（私有林 3,547ha、公有林 2,107ha）となっています。

また、民有林のうち、人工林が 3,651ha、天然林が 1,981ha、無立木地が 20ha となっています。

② 課題

近年の木材価格の低迷と林家の減少及び高齢化、営林署の統廃合による人員の削減などの影響により、森林の保育作業が遅れています。

平成 27 年度に稼動した木質バイオマス^{※1} 発電所の燃料として間伐材が使用されています。そのため、切捨て間伐等を有効利用するための路網整備が必要となっています。

③ 取組み

二酸化炭素の吸収を活発にするため、平川市特定間伐等推進計画では、平成 25 年度から 8 カ年で 1,848ha（年平均 231ha）の間伐等森林整備を行うことを目標とし、森林環境保全に向けた取組みと間伐材等の有効利用に努めます。また、平川市バイオマス産業都市構想^{※2} に基づき、切捨て間伐材の有効利用を図るため、路網整備の推進を図ります。

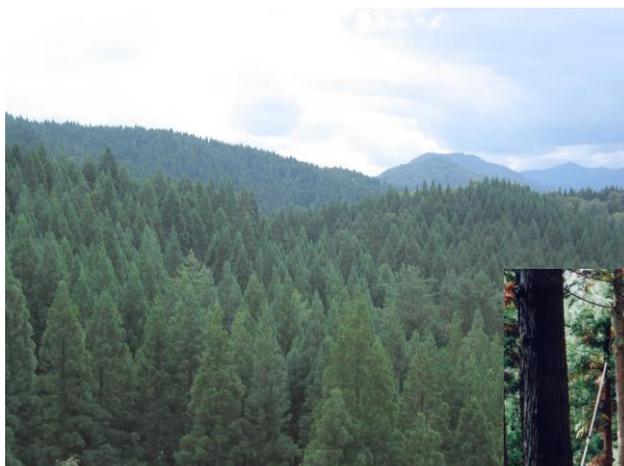
※1 バイオマス…動植物に由来する有機性の資源の総称。生ごみなどの「廃棄物系」、家畜排泄物などの「家畜系」などいろいろな種類があり、平川市では、間伐材等を燃料とした「植物系」の木質バイオマス発電所が稼動しています。

※2 バイオマス産業都市構想…市に豊富に存在するバイオマスの利活用を推進し、事業化による雇用創出と地域活性化により、循環型社会の構築等を目指すための事業です。

④ 具体的な役割

市	<p>○保育作業の推進のため、私有林の団地化及び高性能機械の導入を図ります。</p> <p>○森林保全への理解を深める啓発活動を行います。</p> <p>○森林の水源涵養機能^{※3}、自然景観等を考慮した森林保全を推進します。</p> <p>○切捨て間伐材の有効利用を図るため路網整備の推進を図ります。</p>
事業者	<p>○間伐材等を有効利用した施設の整備に努めます。</p> <p>○木質バイオマス発電所の継続した運営を推進します。</p>
市民	<p>○私有林地の維持管理に努めます。</p> <p>○森林保全への意識を高め、森林や木材と触れ合う機会に積極的に参加します。</p>

※3 水源涵（かん）養機能…森林の土壌が降水を貯え、河川へ流れ込む水の量を調整し、洪水を緩和することによって川の流量を安定させたり、雨水をろ過し、水質を浄化したりする機能のことです。



平川市の森林と林業

(2) 水辺の保全の啓発活動

① 現状

市内には一級河川の平川および浅瀬石川など多くの河川が流れています。
河川施設を利用し、ふれあい広場等を整備し管理を行っていますが、多額の経費が負担となっています。

② 課題

ふれあい広場等の管理に係る地域住民の協働参画の取組みが必要とされています。

③ 取組み

河川（水辺）の保全に取り組みます。

④ 具体的な役割

市	○不法投棄防止など水質保全への啓発活動を行います。
事業者	○良好な河川（水辺）環境を保全する活動に協力します。 ○河川の保全に対する環境問題について理解と認識を深め、環境に配慮した事業活動に努めます。
市民	○地域住民によるごみ拾いなど、良好な河川（水辺）環境を保全する活動に協力します。 ○河川の保全に対する環境問題について理解と認識を深め、ごみの不法投棄、分別等、環境に配慮した生活に努めます。

(3) 農地の保全と活用

① 現状

平成20年度から全国の各自治体において、耕作放棄地^{※1} 全体調査が実施され、本市の耕作放棄地の面積は、平成27年12月末時点で約228haとなっています。そのうち、210haは山林原野化しており、解消すべき耕作放棄地の面積は、18haとなっています。特に、急傾斜地の多い中山間地から山間地に広く分布しており、市内の耕作放棄地の大半を占めています。

農作物の価格低迷や農家世帯の高齢化、後継者不足に加え、相続による土地持ち非農家の増加や、所有者が市外や県外に居住している、他人には貸したくないなど、様々な理由から耕作放棄地は増加傾向にあります。

② 課題

農地の面積や形状、自分の耕作地からの距離が遠いなど条件が折り合わないことが多いですが、耕作放棄地を解消するためには代わりの耕作者を見つける必要があります。

また、耕作放棄地では雑草や害虫が増え、周辺の農地に影響をもたらすほか、ごみの不法投棄がされやすくなるため農地の状態把握に努める必要があります。

③ 取組み

耕作放棄地を把握し、解消に向けた農地の有効活用に取り組みます。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none">○耕作放棄地の状態の把握に努め、農地の状況管理に努めます。○農地所有者の意向を調査し、今後の農地の活用について把握します。○耕作放棄地の解消事業等を周知し、再生するための経費軽減を支援します。
市民	<ul style="list-style-type: none">○市が推進する農地の保全管理に協力します。

^{※1} 耕作放棄地…以前は耕地であったものの、過去1年以上作物を栽培せず、その上この数年の間に再び耕作する考えのない土地のことです。

3. 人と自然とのふれあい

(1) 人と自然とのふれあい施設の整備

① 現状

本市には白岩森林公園、志賀坊森林公園、自然の森、三笠山公園など多くの自然とふれあうことができる施設があり、市民の憩いの場として活用されています。

② 課題

引き続き、自然景観の維持・保全に努め、人と自然とのふれあいの場を確保する必要があります。

その一方で、建物が古くなり改修が必要となっている施設も見受けられます。

③ 取組み

周辺は農地や私有地であるため、施設の管理・運営にあたっては、できるだけ自然環境の保全に配慮した維持管理を行います。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none"> ○自然と調和した安全・安心な施設管理に努めます。 ○自然体験教室など自然を守り親しむ活動の支援を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○市と連携し、施設の維持管理に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○草刈りや清掃活動により適切な維持管理に協力します。 ○施設使用時には適切な使用に努めます。



猿賀公園



白岩森林公園

(2) 自然環境の保全

① 現状

平川と浅瀬石川の恵みを受けた肥沃な土壌を利用した水田地帯や、丘陵地におけるりんご栽培、総面積の約7割を占める山林地帯などが、貴重な自然資源として本市の魅力形成に大きく関わっています。

② 課題

自然の大切さを市民に啓発しながら、自然との共生を目指し、自然環境の保全を進める必要があります。また、自然環境は、保全するだけでなく教育や健康づくり、観光資源としての活用が求められています。

③ 取組み

自然とふれあい、自然環境の保全の必要性や自然の大切さを啓発するための機会の確保に努めます。

また、自然の恵みを次世代へ継承することに努め、観光資源や防災機能などとしての多面的な活用を図ります。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none">○自然とふれあう機会を通じて、自然環境に対する理解と認識を深め、自然保護思想の普及と高揚を図ります。○自然環境に配慮するよう、関係法令に基づいた適正な指導を徹底します。○自然資源を、観光資源、健康づくり、環境学習、などとしての多面的な活用を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○所有地の緑化を推進します。○自然環境に配慮した事業活動を推進します。
市民	<ul style="list-style-type: none">○自然環境の保全活動へ参加します。

1. 廃棄物の減量とリサイクルの推進

(1) ごみの減量化

① 現状

平成 27 年度におけるごみの排出量は、家庭系ごみが 6,777 t、事業系ごみが 3,790 t で、家庭系ごみのうち資源物を除いた市民 1 人 1 日あたりの排出量は 511 g です。また、リサイクル率は 13.6% です。

② 課題

指定ごみ袋・粗大ごみ処理券によるごみ有料化直後は、ごみ排出量は減少しましたが、その後はほぼ横ばいとなっています。

資源となるものはきちんと分別し、生ごみは水切りを徹底する、事業系ごみについては紙類のリサイクルなどを徹底する必要があります。

③ 取組み

平成 32 年度までに、家庭系ごみのうち資源物を除いたごみの排出量を 1 人 1 日あたり 475 g、事業系ごみの排出量を 3,000 t まで減らし、リサイクル率は 25% を目指します。



④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみの減量化のため、「3つのきる運動^{※1}」を推進します。 ○特に紙類、小型家電、衣類等のリサイクルを促進します。 ○3Rに関する啓発を行います。 ○事業系ごみの搬入抑制・規制を実施します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○両面コピーや裏面利用、電子メール等の利用により紙ごみの減量に努めます。 ○エコマーク^{※2}商品等の購入・利用に努めます。 ○古紙リサイクルを推進している平川市リサイクル協議会、オフィス町内会等に積極的に参加します。 ○販売店等では、マイバッグ持参の呼びかけ、レジ袋の有料化やばら売り・量り売りを推進しごみを出さないように取り組みます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○資源物はきっちり分別し、リサイクルを徹底します。 ○生ごみの減量に努めます。 ○買い物ではマイバッグ持参や詰め替え製品の購入など、ごみの排出抑制に努めます。 ○資源物集団回収に積極的に取り組みます。

※1 3つのきる運動…青森県が推進している運動で、食べられるものを捨ててしまう、いわゆる食品ロスをはじめ生ごみを減らすために「食材を使いきる」、「料理を食べきる」、「水気をきる」の3つの「きる」を実践することです。

※2 エコマーク…生産から廃棄にわたるライフサイクルの中で、環境への負荷が少なく環境保全に役立つものと認定された製品やサービスにつけられる環境ラベルです。



(2) 循環型社会の形成

① 現状

現在の社会経済システムは豊かさや利便性をもたらした一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄により、廃棄物の増加や資源の枯渇など様々な環境問題が生じています。

② 課題

廃棄物等の発生を抑制し、資源の循環的な利用と適正な処分が確保され、さらに天然資源の消費抑制により、環境への負荷ができる限り低減される社会の形成のためには、市、事業者、市民が同一の意識を持つことが必要です。

③ 取組み

「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、容器包装、家電、食品などの各種リサイクル法を遵守し、ごみの発生抑制およびリサイクルに取り組みます。

また、経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を減少させるために、環境に関する方針や目標を設定し取り組んでいく、いわゆる環境マネジメントシステムの導入を推進します。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none">○市民一斉大清掃や小型家電等のイベント回収を継続して実施し、廃棄物の適正処理に対する意識啓発を行います。○バイオマス資源の有効利用を推進します。○環境マネジメントシステムへの理解と導入を推進します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○事業活動において発生した循環資源は、適正に処理します。○原材料等が、事業活動によって廃棄物となることを抑制します。○環境マネジメントシステムを積極的に導入し、循環型社会の形成を目指します。
市民	<ul style="list-style-type: none">○買い換えるときはグリーン購入^{※1}を実践します。○3Rを徹底します。○店頭の資源回収ボックスを活用します。

※1 グリーン購入…製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。詰め替え品の購入などがこれにあたります。

2. 地球温暖化防止対策の推進

(1) 地球温暖化防止対策

① 現状

私たち人間による温室効果ガス^{※1}の排出が、地球温暖化の大きな原因の一つとされています。温暖化により、地球の平均気温の上昇のみならず、大雨や干ばつの増加などの気候の変化をもたらし、その影響は水資源や農作物をはじめとする自然形態や社会生活にも及んでいます。

また、青森県の平成24年度の温室効果ガス排出量は、東日本大震災以降、火力発電の増加によって化石燃料の消費量が増えたことなどもあり、青森県地球温暖化対策推進計画の基準年度である平成2年度と比較して16.6%増加しています。

② 課題

地球温暖化防止のために、CO₂削減に対する意識啓発と率先した取組みが求められ、市民一人ひとりがそれぞれの生活環境において、できる取組みを進めていくことが必要とされています。

③ 取組み

エネルギーの大量消費型社会から資源循環型社会への転換に向けた取組みを、それぞれの環境や立場から積極的に進め、環境にやさしい地域社会の形成を目指します。

④ 具体的な役割

市	○事業所や市民に対して、地球温暖化防止や省エネルギーへの取組み、再生可能エネルギーの活用に関する啓発及び情報提供を行います。 ○庁内における省エネルギーの推進や、再生可能エネルギー利用機器の導入などにより、温室効果ガスの削減に取り組みます。
事業者	○操業による環境への負荷を把握し、CO ₂ 排出量削減に向けた取組みについて目標設定を行い、目標達成に向けた取組みを推進します。 ○従業員を対象とした研修などを行い、環境に対する意識の向上に努めます。
市民	○日常生活における環境への負荷を意識し、環境に配慮した生活スタイルへの転換を図ります。

^{※1} 温室効果ガス…二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素などの大気中に含まれる気体で、地表から放出された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらすものの総称で、二酸化炭素はその75%を占めます。大気中の温室効果ガスが増えると、暖められた空気が宇宙空間に逃げ出しづらくなり、大気の温度が上がります。

3. 効率的なエネルギー利用

(1) 省エネルギーの推進

① 現状

エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っている日本では、電源構成^{※1}に占める海外からの化石燃料依存度が、昭和48年度の第1次オイルショック以降、減少傾向にありましたが、平成23年の東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の稼働停止により状況が大きく変化し、平成26年度には88%まで上昇しています。

化石燃料への依存は、電力コストの上昇やCO₂排出量の増加を招く要因でもありますが、東日本大震災直後のエネルギー不足時には当然のように出来ていた省エネに対する意識は、平時に戻りつつある現在では希薄になりつつあります。

② 課題

省エネルギーに対する意識が向上し、設備・機器類の高効率化なども進んでいますが、エネルギーを消費する機器類への依存度も高まり、エネルギー自給率の改善はなかなか進んでおらず、徹底した省エネルギーの推進が必要です。

③ 取組み

ソフト・ハードの両面から省エネルギーに取り組み、エネルギー自給率の向上によるエネルギーの安定供給、CO₂排出量の抑制による環境への負荷軽減などを目指します。

※1 電源構成…電気が作られる方法の割合のことで、現在の日本では液化天然ガスや石油、石炭などを燃料とした火力発電、水力発電、再生可能エネルギー発電の順で高くなっています。

④ 具体的な役割

市	<p>○クールビズ・ウォームビズ^{※1}などを実践しながら、省エネルギーに対する情報提供や啓発活動を行います。</p> <p>○高効率な設備や機器の導入、積極的なグリーン購入などにより、省エネルギーに取り組みます。</p>
事業者	<p>○クールビズ・ウォームビズなどの実践、省エネ診断の実施に取り組みます。</p> <p>○高効率な設備や機器の導入、積極的なグリーン購入などにより、省エネルギーに取り組みます。</p> <p>○環境マネジメントシステムを積極的に導入し、省資源・省エネルギーに努めます。</p>
市民	<p>○LED照明への切替えや低公害車の購入、太陽光発電システムの導入などを検討しながら、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。</p>

※1 クールビズ・ウォームビズ…室温を夏場では28℃、冬場では20℃に設定し、その環境下でも快適に過ごせるような工夫をすることです。例えば、夏場ではブラインドを下げたり、使用しない機器の電源を落とすなど、冬場ではひざ掛けを使用したり、機能性素材の下着を着用するなどです。

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

① 現状

市では平成 16 年度に本庁舎、平成 22、25 年度には市内小中学校、平川診療所にそれぞれ太陽光発電システムを設置したほか、平成 24 年度から一般家庭における太陽光発電システム設置費用の一部助成を、国で開始した電力固定買取制度^{※1}に合わせて行っています。国の助成制度が廃止された現在も、市の制度は終了年度を検討しながら継続しています。

また、遊休農地をはじめとした市内の未利用土地を活用し、売電を目的とした比較的大規模な太陽光発電システムも設置されています。

さらに、市内立地企業が木質バイオマスを燃料とした発電及び売電を平成 27 年 11 月に開始し、翌 28 年度からは市公共施設 20 施設でもこの電力を利用しており、木質バイオマス発電を核とした「平川市バイオマス産業都市構想」は平成 28 年 11 月に国に選定されています。

② 課題

太陽光発電システムについては、国の電力固定買取制度に合わせて民間企業、一般家庭の一部で導入が進んでいますが、初期投資の費用がかかることなどから、本格的な普及には至っておらず、さらなる普及啓発が必要です。

一方、木質バイオマス発電については、発電時の排熱等を利活用したバイオマス産業都市構想の実現に向けた取組みが必要となっています。

その他再生可能エネルギーについては、その利用可能量を見極めながら、実用化に向けたさらなる検討が必要です。

③ 取組み

バイオマス産業都市構想の実現に向け、市が主体的に取り組む事業を進めるほか、事業者や市民による取組みを支援します。

また、市民や事業者に対する再生可能エネルギーの情報提供を積極的に行い、導入支援策を検討します。

^{※1} 電力固定買取制度…太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのいずれかの再生可能エネルギーで発電された電気を、その地域の電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度です。

④ 具体的な役割

市	<p>○再生可能エネルギー利活用に関する普及啓発を積極的に行いながら、バイオマス産業都市構想の実現をはじめとする、再生可能エネルギー関連事業に参入する事業者への支援を検討します。</p> <p>○バイオマス発電による電力の受給を継続して、電力の「地産地消」、地域のエネルギー自給率の向上を進めます。</p> <p>○公共施設における再生可能エネルギー利用機器の導入を積極的に行います。</p>
事業者	<p>○バイオマス産業都市構想の実現をはじめとする、再生可能エネルギー関連事業への参入を検討します。</p> <p>○電力の「地産地消」、地域のエネルギー自給率の向上に取り組めます。</p> <p>○太陽光発電システムなど再生可能エネルギー利用機器の導入を積極的に検討します。</p>
市民	<p>○住宅用太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギー利用機器の導入を検討します。</p> <p>○再生可能エネルギーに関する勉強会、展示会、見学会などのイベントに積極的に参加します。</p>



津軽バイオマスエナジー

4. 環境教育・環境学習の推進

(1) 環境教育・環境学習の充実と推進

① 現状

環境問題を事業内容としている社会教育団体においては、講演会や講習会、フリーマーケットの開催を行っていますが、各講座等において、環境教育・学習に取り組んでいるところは少ない状況にあります。

② 課題

より多くの人々が学び、体験できるような事業や講座を開催し、子どもから高齢者までのライフステージに応じた環境学習を実施する必要があります。

③ 取組み

環境問題をより身近に感じ、環境にやさしい生活の改善に取り組めます。

④ 具体的な役割

市	<ul style="list-style-type: none">○さまざまな環境イベント・学習会・講座等を開催し、環境問題に対する意識を高めます。○学校教育の場における環境教育・環境学習の充実に取り組めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○環境に関する研修会等を積極的に実施し、社員の環境教育を推進します。○環境に関する講座や講演会などに積極的に参加します。
市民	<ul style="list-style-type: none">○自ら率先して環境にやさしい生活を実践し、子どもと一緒に環境活動に参加します。○環境に関する講座や講演会などに積極的に参加し、地域ぐるみできれいな環境の保全に取り組めます。

第5章 計画の推進

5-1 計画の推進体制

本計画を着実に推進するためには、市・事業者・市民の協働のもと、それぞれが環境に配慮した施策の取り組みが必要となります。

そのために、平川市環境基本計画庁内検討委員会において、庁内各課との連携・調整を密にし、計画を円滑に推進するための体制を整えます。

5-2 計画の進行管理及び公表

(1) 進行管理

平川市環境基本計画庁内検討委員会において、計画の進捗状況、点検・評価を行い、施策の検討・見直しなどを協議します。

また、環境審議会においては、計画の進捗状況、点検・評価の報告に対し、施策の検討・見直しなどを総合的に審議します。

(2) 公表

市の環境に関する状況、調査、施策の実施状況等については、市のホームページや広報等を通じて広く市民に公表します。

資料編

1 計画策定の体制

環境基本計画の策定に当たっては、庁内各課との連携・調整を密にするため、平川市環境基本計画庁内検討委員会を設置し、協議を行いました。

平川市環境基本条例の規定に基づき設置した「平川市環境審議会」において、審議を行いました。

体制図

